

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		限度額適用認定証の交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第27条の14の2第2項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第27条の14の2</p> <p>2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員(当該被保険者に係る資格確認書(認定に係る情報が記載されていないものに限る。)の交付を受けているものに限る。)に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。</p> <p>一 市町村 様式第一号の八による限度額適用認定証</p> <p>二 組合 様式第一号の八の二による限度額適用認定証</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和7年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)